モバイルデータ通信機器　貸与申請書

国立大学法人東京農工大学　農学部長・農学府長・連合農学研究科長　殿

以下の事項を順守し、モバイルデータ通信機器の貸与を受けたいので、下記のとおり申請します。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 申請日 | 　　年　　月　　日 | 受　験　番　号 | 　　　　　　　　 |
| 学 科 / コース | 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 |
| 学生氏名（被 貸 与 者） |  |
| 利　用　場　所 | 実家・下宿等自宅・その他（　　）　該当しないものを削除 |
| 受　取　方　法 | 実家送付・下宿等自宅送付・大学窓口受取　該当しないものを削除 |
| 受取方法が送付時の住所・連絡先※下宿等自宅、その他での利用予定者も①の記載は必須 | 1. 実家の住所・電話番号(必須)

〒　　　－　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（日中の連絡先）　　　　　－　　　　－　　　　　 |
| 1. 下宿等自宅等の住所・電話番号(①以外への送付（利用）の場合)

〒　　　－　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（日中の連絡先）　　　　　－　　　　－　　　　　 |
| 貸与期間 | 令和3年4月1日以降機器受領日～令和3年5月31日（月） |
| 返却期限 | 令和3年6月4日（金）必着 |
| 貸与希望理由 |  |

【順守事項】

1. 貸与可能期間は、上記に示すとおりとし、期間終了後又は当該期間中に貸与理由が消滅した時（自宅等のネットワーク環境が整備された等）は、直ちに学生支援室へ返却（返却の方法は別紙参照）しなければならない。
2. 本WiFi貸与は本学のオンライン授業を受講するための環境整備であることから、被貸与者は、できるだけ早く自身でネット環境を整えるよう努力をすること。
3. 被貸与者は、その貸与を受けた時から貸与機材について保管管理などの義務を負い、盗難・破損等の事故が生じたときは、生じた損害について責任を負うものとする。
4. 被貸与者は、その貸与を受けた貸与機材を返却期限の令和3年6月4日（金）までに返却しない場合は、そのことにより生じた損害について責任を負うものとする。
5. 被貸与者は、貸与機材のいかなる形態であれ、他者の利用または担保物件に供してはならない。
6. 貸与期間中は、大学のGmailアカウントを毎日確認すること。

【提出期限】　令和3年3月31日（水）

【提出先】　Mail akyomu12@cc.tuat.ac.jp　（府中地区学生支援室）

※個人情報については、本貸与の目的に限定して使用させていただくこととし、その他の目的で使用いたしません。